

お客様各位

2024年7月

中央労働金庫

iDeCo 掛金の毎月定額拠出への変更手続きに関するお願いについて

日頃より(中央ろうきん)をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、iDeCo の実施主体である「国民年金基金連合会」より、法律の改正・施行に伴い、iDeCo の掛金を「年単位拠出」で納付されているお客様におかれましては、下記のとおり「毎月定額拠出」への変更のお手続きが必要となる旨の通知文書が送付されております。

お手続きがお済みでない場合、当金庫へお申し出のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 「毎月定額拠出」への変更手続きのお願い

2024年12月の法律の改正・施行に伴い、確定給付企業年金等(公務員の方を含みます)に加入しており、iDeCo の掛金を「年単位拠出」で納付されているお客様は、「毎月定額拠出」への変更のお手続きが必要となります。

2. 対象の方へのご案内

iDeCo の実施主体である「国民年金基金連合会」より、ご対象となる方の住所に2024年4月および同年7月(予定)に通知文書が送付されています。通知文書の見本は、次ページをご覧ください。

3. 手続き方法

2024年10月末日までに、「加入者掛金額変更届(第2号被保険者用)」の当金庫へのご提出が必要となります。

お手続きがお済みでない場合、以下の連絡先へお申し出いただくことで、手続き書類をご郵送いたします。

※ 期限内にお手続きをいただけない場合、2025年1月引落日分から掛金の引落しが一時停止となります。

※ すでに掛金の引落しが停止されている場合は、別途所定の手続きが必要となります。

4. 本件のお問い合わせ先

ろうきん iDeCo 専用コールセンター	TEL:0120-320-615(平日9時~19時) ※ 土日祝日・振替休日、12月31日~1月3日は除く ※ 当金庫で確認できない内容は「国民年金基金連合会」に照会させていただく場合がございますので、予めご了承ください。 ※ 詳細なご説明をご希望の場合は、最寄りの営業店へお問い合わせください。
-------------------------	---

< 国民年金基金連合会の通知文書の見本 >

令和 6 年 7 月

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇〇市〇〇町 1-1-1

(送付元)
国民年金基金連合会
随定拠出年金部

〇〇 〇〇 様

【掛金納付方法変更手続きのお願い】

「お勤め先で随定給付型他制度(DB等)にご加入中」かつ「iDeCoの掛金を『毎月定額』以外の方法で納付(年単位拠出)」されています。

iDeCoの掛金の納付方法を、『毎月定額』に変更してください。

◆変更の手続きをされない場合、制度改正により、
iDeCoの令和6年12月分掛金(令和7年1月引落し)から、引落しが一時停止と
(一時停止された期間の掛金を追納することはできません。)

◆変更手続きの方法
以下の通り、「運営管理機関」にご連絡いただき、令和6年10月末までに、お手続きください。

(1) 令和6年11月分掛金(令和6年11月引落し)まで現在の納付方法を続け、令和6年12月分掛金(令和7年1月引落し)から毎月定額で納付する場合(同時に掛金額を変更する場合を含む)
毎月定額で納付する場合は、運営管理機関から入手し、運営管理機関へご提出ください。
(裏面は届出書の見本です。見本中の「ご注意」の記載内容もご確認ください。)

(2) 上記(1)より前、毎月定額で納付する場合→運営管理機関へお申出いただき、所定の手続きを行ってください。

上記(1)の専用届出書(裏面見本)であれば、「毎月定額」への変更と同時に、掛金額変更の手続きができます。

① 通知文書の題名が『掛金納付方法変更手続きのお願い』と記載されています。
なお、掛金引落しが停止されているお客様は、『お手続きのお願い』と記載されています。
※ 2024年4月の通知文書には一律で『お手続きのお願い』と記載されています。

基礎年金番号 1234-567890
加入者氏名 〇〇 〇〇
企業年金等の加入状況 △△ ○○○○○○○○
(本件に関する手続き・照会先)
運営管理機関 ○○○○○○○○
運営管理機関連絡先 △△-△△△△-△△△△
(運営管理機関によっては、ホームページにお手続き方法や届出書が掲載されています。)

< 制度改正(令和6年12月施行)の概要 >
DB等(※1)の他制度へ加入している方(公務員を含む)の iDeCo の DB等(※2)に変更する必要があります。また、DB等と iDeCo の掛金を合算して管理 iDeCo の掛金を必ず毎月定額で納付いただく必要があります。

(※1) 随定給付企業年金(DB)、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校
(※2) iDeCo の掛金の拠出限度額=「月額55,000円」(各月の企業型 iDeCo の事業主掛金+国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の場合、随定拠出掛金合計額が8,000円を超えない範囲で、月額55,000円を超過する場合は、8,000円を超過する分は拠出できません。)
⇒ 詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/sunya/nenkin/nenkin/100>

② 通知文書の裏面には「届出書の見本」が記載されています。

【月別→定額切替 事前受付専用】 見本

加入者掛金額変更届
(第2号被保険者用)

事務処理センター用

この届出書は第2号被保険者(会社員、共済組合員の方)のためのものです。

この届出書は令和6年12月施行に伴い、令和6年12月分(令和7年1月引落し)掛金から納付方法を月別指定から毎月定額に変更するもので、加入者さまの運営管理機関まで令和6年10月末までにご提出ください。
※なお、令和6年11月分(令和6年12月引落し)までは現在の月別指定のお届け内容で掛金の引落しが行われます。

届出コード	届出区分	専元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合は、専元確認書類の提示は不要です。
04091	掛金額変更	

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
見本	見本	令和 年 月 日	1: 男 2: 女

表面の下部記載の「企業年金等の加入状況」を参考にご記入ください

届出区分	掛金額変更	令和6年12月分(令和7年1月引落し)から	令和7年1月引落しから
掛金額変更	① 掛金を毎月定額で納付します	円	円

【ご注意】
令和6年12月より前毎月定額の納付方法に変更を希望する場合は、この届出書では手続きができませんので、加入者さまの運営管理機関まで別途お申し込みが必要です。
なお、この届出書の届出後にiDeCo登録情報に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
また、企業年金等との合算管理の結果、掛金が自動減額または一時停止となる場合があります。

受付金額欄および事務処理センター使用欄

各種届書・届付書類	受付金額欄詳細	事務処理	受付金額欄	事務処理センター
加入者月別掛金額照会・変更届	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	令和 年 月 日	事務処理センター

令和6年12月施行対応
(令和7年から毎月定額納付へ切替専用)

(送付元)
国民年金基金連合会
電話：0570-003-105 (コールセンター)
050 で始まる電話でおかけになる場合は
03-4333-0003

様式第 1-0203号 0202.10